

陳情第206号	受理年月日	令和6年9月5日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	児童養護施設における児童虐待等の実態について	
<p>要旨</p> <p>私は、若松区において児童養護施設等を運営している社会福祉法人に在籍していた元職員である。</p> <p>我々職員は、家庭環境に恵まれない子供たちのために残りの人生を捧げようと、昼夜を分かたず尽力してきた。</p> <p>ところが、同社会福祉法人の理事の一人が施設内で、職員に対して罵声を浴びせたり、大声で怒鳴りつけたり、土下座させたりするなど、刑法の脅迫・強要・監禁罪にも抵触するほどのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を行い辞職に追い込んだほか、理事会等で理事長や元施設長（業務執行理事）を犯罪者として追及して辞職に追い込み、役員を排除した上で自ら理事長に就任して同社会福祉法人を乗っ取った。</p> <p>児童養護施設における罵声や怒号は、児童虐待のみならずDV（ドメスティックバイオレンス）にも該当するものである。児童養護施設には、本来、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能があることから、同施設では児童虐待は絶対にあってはならない。</p> <p>また、怒号や罵声などのパワハラにより、既に退職した職員も多数存在しており、現に働いている職員の中にも「落ち着いて仕事ができない。あの人の姿を見るだけでビクッとなる。児童養護施設内でサングラスをかけるなんて人格を疑う。」旨申し立てる職員もいる。</p> <p>さらに、病気休暇中にもかかわらず給料がまったく支給されていない職員が複数いるほか、100時間にも及ぶ時間外勤務を強いておきながらその手当が支給されていない元職員もいる。</p>		

令和6年6月以降、パワハラにより辞職する職員が相次ぎ、既に計8名の職員が辞職したことから、同社会福祉法人が運営する自立援助ホームをはじめ、児童養護施設の運営も極めて困難となっており、業務妨害にも抵触しかねない事態となっている。

そのため、女性を採用して同ホームに住み込みで働かせているようであるが、同ホームの運営に必要な要件（常勤の児童指導員が最低2名必要）を満たしていないと思われることから、措置費の請求ができず、本来は運営できない状態に陥っている。

以上のとおり、絶対にあってはならない児童養護施設内における児童虐待は、一刻も早く是正すべきである。また、職員に対する辞職の強要、給料等の未払い、支配下にある人物の採用、適正な手続を取ることなく理事長に就任、運営に必要な要件も満たしていないほか、理事会の承認を得ることなく園長というポストを勝手に新設して支配下の女性を充てるなど、もはや法人運営は卑劣を極めていると言っても過言ではない。

よって、監督官庁である北九州市においては、他の官庁とも連携の上、関係者に対する適切な指導・処分を強く求めるものである。